

虐待対応状況

●障害者虐待 9件

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
相談支援専門員	家族	身体的	対象者は20歳代。 家族から施設へ、対象者との生活の中で我慢の限界を超え、短期入所を利用したいとの連絡。 施設職員が対象者を迎えに行くと、家族は対象者に対して「帰ってくるな」と発言。対象者より、家族から両ほほを叩かれたと発言があり、内出血を確認した。 身体的虐待として認定し、今後は定期的に短期入所を利用して家族と対象者が距離を置く期間を設けることで負担軽減を図ることとし、支援機関で見守りを継続していく。
本人	使用者	心理的 性的	対象者は30歳代。 対象者から虐待に関する下記の相談を受けた。 職場の同僚に障害を理解してもらえず、大声で怒鳴られたり、困っていても助けてもらえず冷遇されている。また、同僚との関係について上司に相談していたが、その上司から性的虐待を受けた。 心理的虐待、性的虐待のいずれも対象者と使用者双方の訴えが食い違っていることから、虐待事案であるとの判断は困難。規定に基づき大阪府に対して労働相談票により報告を行った。
相談支援専門員	家族	身体的	対象者は40歳代。 家族が対象者に注意をした際、対象者が空笑いの様な態度をとったため、家族が腹を立て自身の杖で対象者を殴った。杖が対象者の目に当たって大きく腫れ上がり、紫に変色していたため、通報に至った。 身体的虐待と認定し、今後、対象者は実家に帰る頻度を減らし、帰る際は兄弟姉妹や支援者が同席するようにする。
警察	配偶者	身体的 心理的	対象者は50歳代。 対象者は生活費がなく、配偶者から頼まれた物が買えなかったことから口論になり腰部を蹴られた。従前より配偶者から暴力暴言があり、対象者が警察へ連絡。知り合いを通じてシェルターへ避難した。 警察から障害者虐待として通報あり。 配偶者の行為は身体的虐待、心理的虐待にあたると認定した。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
サービス利用者	施設職員	ネグレクト	対象者は未就学児。 大阪府生活基盤推進課より、対象者の保護者より、2ヶ月ほど前からサービス利用時に怪我が絶えない状況となり、事業所へ相談するも対策を取ってもらえないとの訴えがあった、と報告があった。 事業所として対策を講じており虐待案件とは認定せず。支援スタッフの入れ替わりが激しく、スキルが未熟であったり法人の理念を共有できていないことが今回の通報に繋がったと思われる。保護者からの訴えを真摯に受け止め、適切な支援が行える組織体制を構築するよう助言を行った。
施設職員	事業所	経済的	対象者は複数。 以下のとおり経済的虐待の疑いがあるとの通報。 2017年度(H29)に人員配置基準を超えて配置された職員は支援職員と補助員の臨時職員である職業指導補助員と製袋作業員補助員であった。臨時職員には賞与、退職金制度がない。就労支援事業製造原価明細表には「就労支援事業指導員等賞与引当金繰入」「就労支援事業指導員等退職給付費用」が計上されていることから、就労支援事業指導員等給与が臨時職員の給与総額以上に過大に計上され、それだけ利用者の工賃が不当に減額されたことになる。 対応方針検討会議の結果、通報内容の指摘は誤りであり、経済的虐待ではないと判断した。
施設職員	事業所	経済的	対象者は複数。 以下のとおり経済的虐待の疑いがあるとの通報。 製造作業に2010年度(H22)から2013年度(H25)まで人員配置基準を超えて配置された職員は支援職員と補助員の臨時職員のみであった。2014年度(H26)から2016年度(H28)まで人員配置基準を超えて配置された職員は補助員の臨時職員のみであった。臨時職員には賞与、退職金制度がない。 2014年度(H26)から2016年度(H28)において、「就労支援事業指導員等退職給与引当金繰入」「就労支援事業指導員等賞与引当金繰入」「就労支援事業指導員等退職給付費用」が計上されていることから、就労支援事業指導員等給与が3年間で600万円の過大経費計上となっている。このことで利用者の工賃が不当に減額されたことになる。 対応方針検討会議の結果、通報内容の指摘は誤りであり、経済的虐待ではないと判断した。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
施設職員	事業所	経済的	対象者は複数。 以下のとおり経済的虐待の疑いがあるとの通報。 就B、生活介護で取り組む製袋作業、農園事業、自主事業で使用する部屋はほぼ固定されており、全体の水道光熱費に対する就B、生活介護それぞれの製袋作業、農園事業、自主事業に計上している水道光熱費は一定のはずである。 2015年度(H27)から新社会法人会計基準に則り工賃計算をしているが、2015年度(H27)の製袋事業の水道光熱費は従来のやり方で生活介護の分まで就Bに計上し、2016年度(H28)は就Bと生活介護に計上している。同じ会計基準に則り工賃計算したにもかかわらず、水道光熱費の計上方法が違ふことは会計基準に違反している。また、2010年度(H22)から2014年度(H26)も生活介護の水道光熱費を就Bに計上している。これらは、恣意的会計処理を行い就B利用者の工賃未払いがあったことを示している。 対応方針検討会議の結果、通報内容の指摘は誤りであり、経済的虐待ではないと判断した。
家族	施設職員	身体的 心理的	対象者は20歳代。 対象者の家族から、移動支援利用時にヘルパーから虐待を受けているようだと言及があった。 事業所職員に事実確認を行ったところ、不適切な支援が行われていたことから身体的、心理的虐待と認定。事業所に対して再発防止策、虐待防止研修計画の提出を求め、研修後の結果報告を受理。規定に基づき大阪府に報告を行った。

虐待対応状況

●高齢者虐待 29件

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	配偶者	身体的	対象者は80歳代・要介護認定なし。 家族から、対象者が配偶者から暴行を受けていると、警察に通報があった。 以前から月1回程度暴力があった様子。 身体的虐待として認定し、今後は数ヶ月に1回、地域包括支援センター職員が訪問にて配偶者の状況等を確認することとなった。
関係機関	配偶者	経済的	対象者は80歳代・要介護5。 関係機関から、配偶者が対象者の年金を自由に管理できるよう無理やり対象者に納得させたという相談があった。 対象者に支給される年金を搾取しようとしたため、経済的虐待として認定。その後、成年後見制度の申立により、対象者に補佐人が選任され、経済的虐待は回避された。 対象者は施設入所中に病気にて亡くなられた。
ケアマネジャー	配偶者	身体的	対象者は70歳代・要介護2。 ケアマネジャーから、ショートステイ利用時に対象者に切り傷、打ち身があり、配偶者がショートステイ利用時の連絡帳に介護疲れにより、対象者を傷つけてしまうとの記載があるため、身体的虐待ではないかと相談があった。 身体的虐待として認定し、ショートステイの長期利用にて分離継続することとなった。
施設管理者	施設職員	心理的 性的	対象者は70歳代・要介護4。 家族から、対象者が施設のショートステイ利用中、夜間の介護職員による排泄ケア時に不適切な対応があったと、施設職員に相談あり。 当該施設管理者等と面談し、状況確認。 心理的虐待、性的虐待として認定。 当該施設が、施設職員全員を対象とした高齢者虐待に関する研修を実施し、職員に対する啓発を強化した。
警察	子	身体的	対象者は60歳代・要介護認定なし。 対象者から、子に生活面の注意をしたところ、子が激高し、対象者に対して暴言・暴力を振るったと警察に通報があった。 対象者に確認したところ、子の興奮が治まらなかったため、警察に通報しており、暴力の事実はないため、虐待案件としては認定せず。 その後は、子も落ち着いているため、介入の希望なし。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	子	身体的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 別居の家族から、対象者と子が口論になり、対象者が振り払われて転倒し、打撲と擦り傷を負ったと警察に通報があった。 対象者に確認したところ、もみ合って転倒しただけで、暴力を振るわれた事実がなかったため、虐待案件としては認定せず。 対象者は、子家族とは別居を考え、弁護士へ相談している。
医療機関	配偶者	身体的	対象者は70歳代・要介護1。 起き上がりが困難ということで、対象者が病院の救急外来を受診。 腰椎圧迫骨折の診断で入院となったが、硬膜下血腫の所見もみられた。 対象者から、配偶者から暴力を振るわれているとの発言があり、病院職員より市へ相談があった。 身体的虐待として認定。 対象者は他の病院に転院し、その後、施設入所された。
ケアマネジャー	配偶者	身体的 心理的	対象者は70歳代・要介護2。 ケアマネジャーから、対象者がデイケアに来所すると、顔面に傷があり、対象者が配偶者から叩かれている疑いがあるため虐待の可能性があると の相談があった。 対象者から「配偶者から叩かれた」「自宅に帰りたいけど、叩かれるなら帰 りたくない」との発言があった。また、複数の内出血、擦過傷も認められた。 身体的虐待、心理的虐待として認定し、特養入所により分離を図った。 養護者である配偶者も介護サービスが必要な状態であるため、地域包括 支援センターやケアマネジャーが支援していく。
警察	子	身体的	対象者は60歳代・要介護認定なし。 家族から、子が対象者に暴力を振るうと警察に通報があった。 対象者は今回の事案に関してケガ等ないが、暴力の事実が認められた。 身体的虐待として認定。 子の支援が必要であると判断したため、高齢福祉室、生活相談窓口、池 田保健所等にて支援方針を検討した。 その後、子は金銭管理などの自立に向けた訓練を受け、派遣のアルバイト をしている。
警察	子	心理的	対象者は60歳代・要介護認定なし。 対象者から、子が対象者の配偶者に暴力を振るうと警察に通報があった。 対象者は、配偶者が子に暴力を振るわれる姿を目撃してショックを受け た。 心理的虐待として認定。 子の支援が必要であるため、高齢福祉室、生活相談窓口、池田保健所等 にて支援方針を検討した。 その後、子は金銭管理などの自立に向けた訓練を受け、派遣のアルバイト をしている。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	子	心理的 ネグレクト 経済的 性的	対象者は60歳代・要介護5。 ケアマネジャーから、対象者の病気が進行しているにもかかわらず、子が介護サービスを停止させたとの相談があった。 介護者が不在のため、排泄介助や食事介助、移動の介助が受けられず、ネグレクト状態であることが数回あり。 心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待、性的虐待として認定。 その後、成年後見制度の申立により、対象者に後見人が選任され、施設へ入所した。
警察	子	身体的	対象者は80歳代・要介護認定なし。 対象者から、子が椅子に座っている対象者を押し倒し、暴力を振るったと、警察に通報があった。 対象者の両頬に発赤が認められた。 身体的虐待として認定。 地域包括支援センターによる訪問支援を提案したが、対象者は就労があり、支援を希望しないとのことであった。
ケアマネジャー	子	心理的 ネグレクト	対象者は90歳代・要介護4。 ケアマネジャーから、子による介護サービス拒否があり、対象者の足に外傷があるのを発見したとの相談があった。 市と地域包括支援センターで対象者の外傷と子の暴言を確認。 心理的虐待、ネグレクトとして認定。 対象者は施設入所にて外傷の治療と介護を受け、退所後は在宅サービスの利用を条件に在宅介護となった。
警察	孫	身体的 ネグレクト	対象者は80歳代・要介護認定なし。 家族から、孫から対象者への暴力行為があると警察に通報があり、警察官が対応中に孫が対象者に暴力を振るい、包丁で切りつけた。 孫は殺人未遂で現行犯逮捕。 身体的虐待として認定。 対象者は他市町村へ転出し、他市町村の担当者に虐待を含めた概要を引き継いだ。
警察	子	心理的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 近隣住民から、親子喧嘩の大声がすると警察に通報があった。 子が対象者の言動に立腹し、大声で怒鳴ったとのこと。 身体的な暴力はなく、外傷も見られなかった。 地域包括支援センターと民生委員・児童委員が訪問し、対象者の状況確認と、子からの暴言・暴力がないことを確認し、虐待案件としては認定せず。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	配偶者	身体的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者の子から、配偶者が対象者の顔面をタオルで数回叩いたと警察に通報があった。 対象者に傷やアザはなく、負傷なし。配偶者も、自身の行動を反省しており、今後は対象者と仲良くしていきますという発言あり、虐待案件としては認定せず。
ケアマネジャー	子	身体的 心理的	対象者は80歳代・要支援2。 ケアマネジャーから、対象者が飲酒した子から暴力を振るわれ警察を呼び、帰宅できないと連絡があった。 対象者に圧痛、腫脹、熱感が軽度あり。 身体的虐待、心理的虐待として認定。 対象者は親類宅に同居することとなった。 対象者にはデイサービスを勧め、子には介護者のつどいを勧めた。
警察	配偶者	身体的	対象者は60歳代・要介護認定なし。 対象者と対象者の子から、飲酒した配偶者が対象者の浮気を疑い暴力を振るおうとしたため、対象者は市外の子宅へ避難したと警察に通報があった。 暴力の事実はないため、虐待事案としては認定せず。 配偶者の精神面については、保健所や専門病院を紹介し、その他男女協働参画ルームやドーンセンター等の相談先を紹介した。 その後は喧嘩もなくなっている。
警察	配偶者	身体的 心理的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 消防から、配偶者が対象者に、1週間に1回程度の頻度で暴行を加えていた、対象者が就寝しているところを何らかの凶器を用い、外傷を負わせたと警察に通報があった。 配偶者は現行犯逮捕され、医療が必要であったため、同日病院へ措置入院。 身体的虐待、心理的虐待として認定。 その後配偶者は、治療を受けて退院。在宅で訪問看護サービスを利用し、経過観察となった。
近隣住民	配偶者	身体的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 近隣住民から、対象者が「配偶者から虐待を受けている」「内出血もある」「同居の子もケガをした」と話しているとの相談あり。 対象者と配偶者が接触しないような環境設定はしているが、対象者が配偶者に小言を言うため、口論となり、暴力を受けた様子。 身体的虐待として認定。 対象者と配偶者の支援方針を検討していたところ、対象者が病気で急死された。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	子	心理的	対象者は60歳代・要介護認定なし。 対象者の子自身から、激高し、地団駄を踏んだり、壁に物を投げたりしたと警察に通報があった。 直接的な暴力はないため、虐待案件とは認定せず。 その後、子は落ち着いており、対象者は子の支援を希望しなかった。
警察	子	身体的 心理的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者から、子が物を振り回して暴れると警察に通報があった。 同日の暴行はないが、別の日に子から左大腿部を2、3発蹴られる暴行を受けていた。 身体的虐待、心理的虐待として認定。 その後、子は別件で拘置所に拘留されており、子が拘置所から釈放された場合、家族から市に連絡をもらうこととなっている。
警察	兄弟姉妹	身体的	対象者は80歳代・要介護認定なし。 対象者の兄弟姉妹から、対象者が流血しており意識が朦朧としているのを発見したとの119番通報。 対象者は「怪我をしたときのことは覚えていない」と話している。 対象者の怪我が兄弟姉妹からの暴力によるものと確認できないため、虐待案件とは認定せず。 対象者は、入院・治療の後、施設入所となった。
ケアマネジャー	配偶者 子	身体的 ネグレクト	対象者は80歳代・要介護1。 ケアマネジャーから、配偶者が対象者の医療・介護サービスを制限していること、配偶者や子の暴言があるとの通報があった。 身体的虐待、ネグレクトとして認定。 未受診が続くと医療の介護放棄になること、配偶者の介助による受診が難しければヘルパーの通院介助も利用するよう配偶者に助言した。 その後、かかりつけ病院の受診を確認。配偶者の在宅介護が不可となり、対象者は施設入所となった。
警察	配偶者	身体的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 消防から、他府県に住民票がある対象者が、配偶者からの暴力により骨折し、箕面市在住の子宅に避難していると警察に通報があった。 その後、対象者の帰宅願望が強く、他府県の自宅に戻られた。 対象者の住民票がある市町村より、対象者への暴力が確認できないため、虐待案件として取り扱わないという報告があった。 虐待案件とは認定せず。 箕面市としてもこれ以上見守りを継続する必要はないと判断した。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
本人	配偶者	身体的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者から、配偶者の暴言・暴力があるとの相談があった。 対象者は、配偶者に対して暴言があり、それが止まらない場合に配偶者が暴力を振るう状況が以前から続いているため、対象者に暴言をやめるよう助言している。 DVの要素が大きいため、虐待案件とは認定せず。 対象者に対して、男女協働参画ルームを紹介した。
警察	配偶者	身体的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者の子から、飲酒した配偶者が対象者に暴言を吐き、暴力を振るったと警察に通報があった。 対象者が配偶者の髪を引っ張ったところ、対象者は配偶者から頬を叩かれている。 DVの要素が大きいため、虐待案件とは認定せず。 配偶者は反省しており、配偶者が飲酒して帰宅した場合、対象者や子は自室に行くようにしている。 対象者には男女協働参画ルームを紹介した。
親族	子	心理的 経済的	対象者は80歳代・要介護認定なし。 別居の親族から、同居の子夫婦が対象者を無視しており、心理的虐待また経済的虐待の疑いがあるという相談があった。 子夫婦と対象者の双方から状況を確認したところ、通報内容の指摘が認められなかったため、虐待案件とは認定せず。 金銭的な問題については行政ではない第三者に相談する必要があると助言した。 対象者の介護負担を減らすために、配偶者の介護保険サービスを導入し、見守りを継続していく。
親族	子	心理的 ネグレクト 経済的	対象者は80歳代・要介護認定なし。 別居の親族から、対象者は認知症が進んでいるが、同居の子夫婦が対象者を無視しており、適切な介護もしておらず、心理的虐待、ネグレクトまた経済的虐待の疑いがあるという相談があった。 子夫婦と対象者の双方から状況を確認したところ、通報内容の指摘が認められなかったため、虐待案件とは認定せず。 金銭的な問題については行政ではない第三者に相談する必要があると助言した。 対象者の配偶者の介護負担を減らすために、対象者の介護保険サービスを導入していく。